

平成30年度食品安全委員会が自ら行う
食品健康影響評価の案件候補について（案）

I 第25回企画等専門調査会での審議結果について

前回の企画等専門調査会において、提案のあった8件について案件候補を絞り込むための検討を行った結果、下表のとおりとなった。

メチル水銀、アニサキス、魚・魚加工品中のヒスタミンの3件について、今回の企画等専門調査会にて具体的に検討することとなった（参考2）。また、ダイオキシンについて、効果的な情報提供について事務局にて検討することとした。

提案案件	審議結果
メチル水銀	<u>次回の企画等専門調査会にて具体的に検討。</u>
アニサキス	<u>次回の企画等専門調査会にて具体的に検討。</u>
魚・魚加工品中のヒスタミン	<u>次回の企画等専門調査会にて具体的に検討。</u>
ウリ科野菜の中毒の危険性 (ククルビタシン)	「自ら評価」の対象候補とはしない。
PFOA、PFOS (パーフルオロ化合物)	「自ら評価」の対象候補とはしない。
ダイオキシンの TDIの改訂に関する評価	「自ら評価」の対象候補とはしない。 <u>効果的な情報提供について要検討。</u>
食品への放射線照射	「自ら評価」の対象候補とはしない。
マイクロプラスチック	「自ら評価」の対象候補とはしない。 情報収集を行う。

Ⅱ 検討に際しての考え方

案件候補の選定基準（資料 1 - 2 参照）を踏まえると、下記の A～C に該当するものについては、今回の自ら評価の対象ではないと考えられる。

- A 現在評価中又は評価済みのもの
- B 食品の問題ではないもの（環境汚染物質等）
- C リスク評価の問題ではないもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの）

案件候補の選定基準（資料 1 - 2）

- （1）健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること
- （2）健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること